



ふるさと御所 歴史探訪

其の十一

石高制と年貢

〈4〉

今回は、現在の住民税に相当する「町入用」が、どのように徴収され、何に使われていたかについて説明します。その前に、当時の行政組織について述べておきます。

町長に相当するのが「庄家」です。その手助けをするのが「年寄」で、御所町の場合、5人いました。これらの他に、監査役に相当する「百姓代」が1人で、これだけが町役人です。他に常雇いの人が5人程度、臨時雇いが平均で10人程度いたと推定されます。

御所町の人口は、2600人前後でしたが、全ての業務をこれらの人たちが処理して

いました。業務としては、今の市役所としての業務の他に、税務署、法務局、警察の業務まで含まれており、非常に効率が高かったと思います。

町の1年分の経費を項目ごとにとめたのが「小入用帳」です。表紙と内部の一部を写真1と写真2に示します。

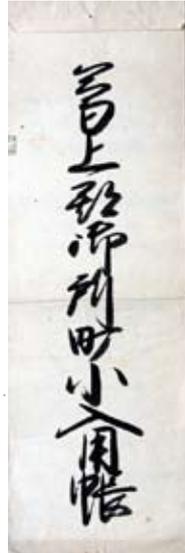


写真1



写真2

まず、町役人の手当を見てみます。庄家の年俸である給米は、米10石です。1石は約150kgなので、現在の価格で計算すると、30kgを1万円として、年俸が約50万円ということになります。年寄は5人ですが、西御所担当が3人、寺内担当が1人、寺内以外の東御所（川東）担当が1人でした。寺内は別会計になっていたもので、わかりません。川東の年寄の年俸は銀100目（匁）で、8万円ほどです。西御所の年寄の給米は米5石ですが、支給された

人件費で、全部で25%あまりでした。「会所」の経費も多く、約25%でした。会所は事務処理を行う所で、今の太神宮の社の場所にありました。事務用品や什器等のほかに、酒・食料品等が含まれており、町役人等が飲み食いたしたものと考えられます。

その他については、主なものを挙げますと、先月号で述べた灌漑のための年貢、神社等への灯明料・お供え、役所や江戸から役人が来たときの経費や祝儀、葛城川等の修繕費、町役人等が役所へ行った

のは、当番年寄の1人だけで、当番年寄以外の2人と百姓代は無報酬です。全体として、町役人は、名誉職でした。

支出は年によつて違いがありますが、文政10年（1827）の例で説明しますと、多いのは、雇い人の

時の諸経費等の支出がありました。

また、臨時の支出として、困った旅人への合力（助け）、行き倒れ人の処理費、お糺し中（裁判中）の人の家族に対する食費等がありました。

町入用の割当は、先月号に写真を掲載しました免割目録の後半に書かれています（写真3）。「棟銀」と「棟役」という2つの割当があり、打銀は年貢と同じで、持高に一定の銀額を掛けて算出されました。

棟役は、建物に対して課されています。しかし、残っている史料だけではどのように計算していたのかわかりません。棟役と打銀の比率は、1対3ぐらいです。棟役は幕末まで変化がありませんが、打銀は物価の上昇とともに高くなり、幕末には文政期の3倍以上になりました。

は、年貢が低く設定されますので、1対2ぐらいの年貢があります。

今まで、主に御所町の状況について説明してきましたが、村の大小があっても、基本的なシステムは違わないと思います。これで、この項を終わります。

（文責 中井陽一）

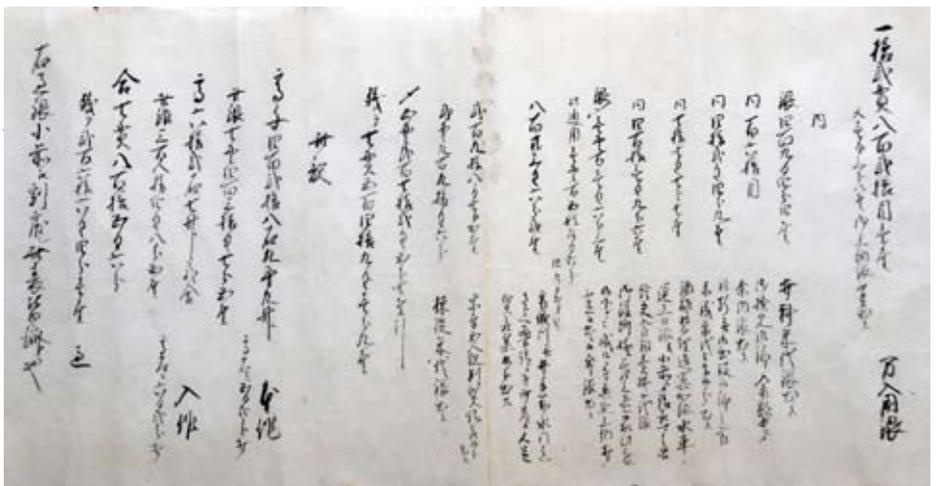


写真3